

第3節 装備調達最適化

1 ライフサイクルを通じたプロジェクト管理

1 重点的なプロジェクト管理による最適な装備品の取得

装備品の高度化・複雑化により、装備品のライフサイクル（構想、研究・開発、量産・配備、運用・維持など）全体のコストが増加傾向にある中、品質が確保された装備品を適切な経費で必要とする時期までに効率的かつ計画的に取得するには、ライフサイクル全体を通じた取得の効率化と、それを実現するための組織的な管理体制が極めて重要である。このため、防衛装備庁の設置（2015年10月）以来、同

庁プロジェクト管理部が重要な装備品を選定したうえでライフサイクルを通じたプロジェクト管理を実施し、最適な装備品の取得の実現に向けた取組を推進している。

具体的には、プロジェクト管理対象装備品（以下「対象装備品」という。）として、2022年3月末時点で、22品目のプロジェクト管理重点対象装備品と14品目の準重点管理対象装備品¹を選定している。また、プロジェクト管理重点対象装備品については、専属の担当官としてプロジェクトマネージャー（PM）を指名した後、省内関連部署の職員で構成さ

Project Manager

図表Ⅳ-4-3-1 プロジェクト管理重点対象装備品及び準重点管理対象装備品



1 プロジェクトマネージャーの指名及び統合プロジェクトチームの設置は行わないものの、プロジェクト管理重点対象装備品と同様に、機能・性能やコスト、スケジュールなどに関するリスクに着目し、プロジェクト管理を実施する特定の装備品を指す。

れる統合プロジェクトチーム (IPT) などによるプロジェクト管理を実施している。
Integrated Project Team

また、これまで (2022年3月末時点) に、選定した対象装備品のうち36品目について、取得プログラムの目的や取得方針、ライフサイクルコストなど、計画的にプロジェクト管理を進めるために必要な基本的事項を定めた「取得戦略計画」及び「取得計画」(以下「対象装備品の計画」という。)を策定した。

さらには、原則、毎年度、対象装備品の計画の実施状況を確認したうえで、分析及び評価を実施し、これを基に適宜、対象装備品の計画を見直すなど、最新の状況を反映した適切なプロジェクト管理の推進に努めている。また、2021年8月の取得プログラムの分析及び評価は、対象装備品の計画を策定済みの31品目に対して実施した。

□ 参照 図表IV-4-3-1 (プロジェクト管理重点対象装備品及び準重点管理対象装備品)

2 プロジェクト管理推進・強化のための取組

(1) これまでの取組

プロジェクト管理を推進、強化するために次の取組を行っている。

ア WBSによるコスト・スケジュールの管理

一部の国内生産の装備品等については、装備品等の構成要素 (WBS²) ごとに作業の進捗状況、経費の発生状況などを可視化できるマネジメント手法の導入を推進している。
Work Breakdown Structure

具体的には、2020年4月から共同履行管理型インセンティブ契約制度を活用するなど、コスト上昇やスケジュール遅延を早期に察知

して、迅速な対応が行えるようなコスト・スケジュール管理に努めている。(2項3参照)

イ コスト見積り精度向上に関する手法の検討

ライフサイクルコストの見積りは、これまでに開発又は導入した類似装備品の実績コストデータから推定している。見積り精度の向上には、より多くのデータに基づき推定する必要があるため、コストデータベースを構築し、コストデータの収集とそのデータベース化を推進している。

ウ 専門知識の習得・発展

プロジェクトマネージャーなどのマネジメント能力のさらなる向上や、プロジェクト管理に携わる人材育成のため、海外や民間におけるプロジェクト管理手法の研修などを定期的実施している。

(2) 今後の取組

装備品の効果的・効率的な取得を一層推進するためには、装備品のライフサイクルを通じたプロジェクト管理の実効性及び柔軟性の向上が必要である。このため、中期防においては、民生分野における成功事例の装備品製造などへの取り込みや、民間の知見の活用資する企画競争方式などの契約方式の積極的な適用、コスト管理の厳格化など、新たな取組に着手することとしている。

その際、プロジェクト管理の対象品目を拡大するとともに、ライフサイクルコストとの関係を含め、事業計画の見直しに関する基準の適正化を図ることとしている。また、より効率的な装備品取得のため、装備品の選定段階での精緻なライフサイクルコスト算出や、代替案検討、企業提案内容に対する拘束性確保などを行うこととしている。

2 契約制度などの改善

1 取得制度の見直し

防衛省では、環境の変化に迅速に対応した取得改

革を推進するため、2007年から「総合取得改革推進プロジェクトチーム」会合を、2010年からは有識者による「契約制度研究会」において取得制度の

2 プロジェクト管理を行うため、事業において創出する成果物について、その進捗や費用を管理可能な単位 (構成部品や役務など) にまで詳細化し、体系付けた階層構造のこと

検討を行っている。平成28(2016)年度からは、検討結果を確実に具現化するため、特別研究官制度³を活用している。

2 長期契約など

装備品の製造には長期間を要することから、一定数量を一括で調達しようとする場合、5年を超える契約が必要になるものが多い。また、装備品や役務については、①防衛省のみが調達を行っていること、②それらを供給する企業が限られていることなどから、スケールメリット⁴が働きにくく、企業としても高い予見可能性をもって計画的に事業を進めることが難しいという特殊性がある。

このため、財政法において原則5か年度以内とされている国庫債務負担行為による支出年限について、特定の装備品については、長期契約法⁵の制定により10か年度以内としている。この結果、装備品の安定的な調達が可能となり、計画的な防衛力整備が実現されるとともに、企業側も、将来の調達数量が確約され、人員・設備の計画的な活用と一括発注による価格低減が可能となる。

□□参照 Ⅱ部4章2節3項(効率化への取組)

また、PFI法⁶などを活用し、より長期の複数年度契約を実施することで、国の支出を平準化し予算の計画的取得及び執行を実現するとともに、受注者側のリスク軽減、新規参入の促進などを通じた装備品調達コストの低減などのメリットを引き出している。なお、PFI法を活用した事業としては、2013年1月から「Xバンド衛星通信中継機能等の整備・運営事業」を、2016年3月から「民間船舶の運航・管理事業」を実施している。

このほか、装備品の特性により競争性が期待できない調達や、防衛省の制度を利用しコストダウンに取り組む企業については、迅速かつ効率的な調達の

実施及び企業の予見可能性向上の観点から、透明性・公正性を確保し、対象を類型化・明確化したうえで、随意契約の適切な活用を図っている。

具体的には、新型護衛艦(FFM)⁷の取得にあたり、防衛省の要求事項に対して最も優れた企画提案を行った者を調達の相手方とし、次順位者を下請負者として設計・建造に参画させる調達方式を、2017年2月から採用した。これにより、必要な機能を効率的に具備した新型護衛艦(FFM)の取得と、建造技術基盤の維持・強化を図ることができ、同年4月、企画提案契約を締結、同年8月には調達相手方及び下請負者を決定した。

3 調達価格の低減策と企業のコストダウン意欲の向上

装備品の調達においては、市場価格が存在しないものが多く、高価格になりやすいという特性を踏まえ、調達価格の低減と企業のコストダウン意欲の向上を同時に達成することが必要である。

この実現のため防衛装備庁では、2020年4月以降共同履行管理型インセンティブ契約制度を次期戦闘機事業及びスタンド・オフ電子戦機事業に適用している。

同制度では、官民が共同して契約の履行や進捗の管理、コスト管理を行い、コスト超過やスケジュール遅延のリスクを極小化し、結果としてコストダウンが図られた場合は一定の割合を企業に還元することとしており、これにより価格低減及び企業のコストダウン意欲の向上を図っている。

そのほか、同じく2020年4月から企業自らのコストダウンを評価する仕組みとして、価格低減に対して報奨を付与する制度を施行し、適用範囲の拡大など、企業のコストダウンをより促す仕組みとなるよう検討を続けている。

3 実務を行う防衛省職員の視点だけでなく、経営学・経済学の分野で提唱されている理論なども踏まえ、効果的な取得制度の見直しを図るため、当該分野を専門とする大学准教授などを非常勤職員として招へいし、防衛装備品の取得制度に資する研究を実施する制度

4 規模を大きくすることにより得られる効果のことであり、例えば、材料の大量購入などにより、単価を低く抑えることができる。

5 特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法(2015年4月成立。2019年3月、有効期限を5年間延長する一部改正法成立)

6 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律

7 多様な任務への対応能力の向上と船体のコンパクト化を両立させた新たな護衛艦

3 調達の効率化に向けた取組など

1 効果的・効率的な維持・補給

装備品の定期整備について、安全性の確認を十分に行ったうえでその実施間隔を延伸し、効率化を図っている。また、装備品の可動率の向上と長期的なコスト抑制を図る観点から、PBL（成果保証契約⁸）などの包括契約の拡大に取り組んでいる。さらに、令和3（2021）年度補正予算においては、C-2輸送機エンジン（2式）についてまとめ買いすることなどにより、コストの縮減を追求している。

参照 II部4章2節3項（効率化への取組）

2 装備品取得のさらなる効率化

装備品の取得にあたっては、契約制度の見直しのほか、装備品のファミリー化、装備品の仕様の共通化、各自衛隊が共通して保有する装備品の共同調達などにより、開発・取得・維持経費の低減を図っている。例えば、令和4（2022）年度予算においては、12式地对艦誘導弾（能力向上型）を地上、艦艇、航空機から発射できるようにすることで、試作品に掛かる経費の縮減を見込んでいる。

さらに、過去の主要装備品などの調達価格の内訳や実績価格のデータベース化を進めており、調達価格の妥当性の検証は勿論のこと、新規装備品のライフサイクルコストの見積りの精度向上、効率化に活用することを見込んでいる。

参照 II部4章2節3項（効率化への取組）

3 公正性・透明性の向上のための取組

防衛省では、装備品などの取得にかかる公正性・透明性の向上を図るため、契約の適正化のための措置や、チェック機能の強化のための措置を講じている。

まず、政府全体の取組である「公共調達の適正化」として、防衛省においても総合評価落札方式⁹の導入拡大、入札手続の効率化を継続して実施している。これに加え、2012年に相次いで発生した防衛関連企業による過大請求事案や装備品の試験結果の改ざん事案などの反省を踏まえた再発防止策として、制度調査の強化や違約金の見直し、監督検査の実効性の確保などを着実に実施しており、これらを通じて不祥事の再発防止、公正性・透明性の向上及び契約の適正化に取り組んでいる。

また、防衛装備庁においては、監察・監査部門において内部監察などの一層の充実を図るとともに、防衛監察本部による監察や外部有識者からなる防衛調達審議会における審議などにより、同庁が行う契約について内外から重層的なチェック及び組織内の相互牽制を行っている。さらに教育部門を充実させ、職員に対する法令遵守にかかる教育を徹底することにより、コンプライアンス意識の向上にも努めている。

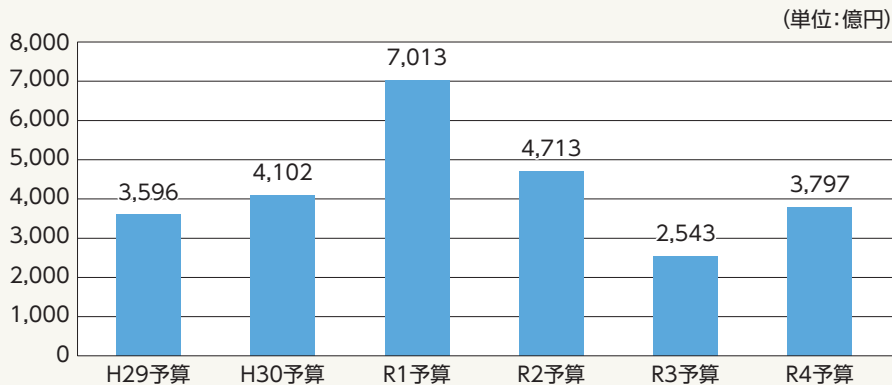
4 FMS調達の合理化に向けた取組の推進

FMS（有償援助）は、米国の武器輸出管理法など Foreign Military Salesのもと、米国の安全保障政策の一環として同盟諸国などに対して装備品を有償で提供するものである。

FMSには、①価格が見積りであること、②前払いが原則であり履行後に精算されること、③納期が予定であることなどの特徴があるが、一般では調達でき

8 装備品の可動状況を向上させるため、装備品の検査・修理等の維持整備業務について、修理期間の短縮や一定の部品在庫の確保等を条件に加えた複数年間の包括的契約を結ぶもの
9 技術的要素の評価などを行うことが適当であるものについて、価格のみによる自動落札方式とは異なり、価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定する方式

図表Ⅳ-4-3-2 FMSによる装備品等の取得に係る予算額の推移（契約ベース）



FMSにより取得している主要な装備品

- 【陸上自衛隊】
V-22オスプレイ
- 【海上自衛隊】
SM-6
SM-3ブロックⅠB
SM-3ブロックⅡA
- 【航空自衛隊】
F-15能力向上
F-35A
F-35B
AIM-120(空対空ミサイル)
KC-46A(空中給油・輸送機)
E-2D(早期警戒機)
グローバルホーク

○【参考】FMS調達代表例

※FMSの金額



F-35A
【ロッキード・マーチン】
R4年度予算:768億円



F-35B
【ロッキード・マーチン】
R4年度予算:510億円



SM-3ブロックⅡA
【レイセオン】
R2年度予算:301億円
※初度部品等



V-22
【ベル・ボーイング】
H30年度予算:98億円

ない機密性の高い装備品や能力の高い装備品を調達できる点で、わが国の防衛力を強化するために非常に重要なものである。

一方、FMSについては、納入遅延や精算遅延などの様々な課題があることは事実であり、近年FMS調達額が高水準で推移している中で、日米が協力して改善に努めているところである。

具体的には、2016年以降、防衛装備庁と米国防安全保障協力庁との間でFMS調達をめぐる諸課題について協議を行う会議（SCCM：安全保障協力協議会合）を6回開催している。

2022年2月の第6回会議においては、未納入・未精算に関し日米間での履行管理の強化を継続する

とともに、未納入・未精算の縮減に向けて取組を推進していくことで一致した。

また、価格の透明性の課題については、米国防安全保障協力庁が、米国防省内の関係機関に対し価格情報や価格上昇理由の提供について指導・監督していくことを確認した。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大などに起因するFMS調達物品の価格上昇の抑制に努めるとともに、価格についての予見性を向上させていくことを確認した。防衛省においては、引き続き、FMS調達の合理化を推進することとしている。

参照 図表Ⅳ-4-3-2 (FMSによる装備品等の取得に係る予算額の推移 (契約ベース))